様式第3号(第5条関係)

|  |
| --- |
| 漁業集落排水事業受益者分担金過誤納金還付(充当)通知書第　　　　　号　年　　月　　日　　　　　　　　　様出雲市上下水道事業管理者　　　　　　　　　下記のとおり過誤納金を還付(充当)しますので、出雲市漁業集落排水事業受益者分担に関する条例施行規程第5条第2項の規定により通知します。 |
| 　 | 過誤納の内訳 | 　 |
| 過誤納対象納期 | 年度　期分から　　　年度　期分まで　 |
| 納付年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 区分 | 納付額 | 更正給付額 | 過誤納－ |
| 分担金 | 　 | 　 | 　 |
| 延滞金 | 　 | 　 | 　 |
| 還付加算金 | ────── | ────── | 　 |
| 計 | 　 | 　 | 　 |
| 過誤納の理由 | 　 |
| 　 |
| 　 | 充当の内訳 | 　 |
| 年度 | 期別 | 未納の金額 | 充当額　 | 差引未納額－ |
| 分担金 | 延滞金 | 計 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 計 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 |
| 　 | 還付金額 | 円 | 　 |
| １ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。２ 処分の取消しの訴えについては、上記１の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。（１）審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。（２）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。（３）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。なお、上記の場合の処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市上下水道事業管理者となります。）、提起することができます。３ ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。 |